

湧水町強靱化地域計画



令和7年3月

鹿児島県湧水町

目 次

第1章 強靱化地域計画策定の趣旨、位置づけ	1
1. 町強靱化地域計画策定の趣旨	1
2. 町地域計画の位置付け	1
3. 計画期間	1
第2章 基本的な考え方	2
1. 基本目標	2
2. 事前に備えるべき目標	2
3. 基本的な方針	3
第3章 町の地域特性及び災害想定	4
1. 地域特性	4
2. 災害リスク	5
第4章 脆弱性評価	8
1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	8
2. 脆弱性評価結果	10
第5章 町地域計画の推進方針	24
1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針	24
2. 指 標	38
第6章 町地域計画の推進	39
1. 町の他の計画等の必要な見直し	39
2. 町地域計画の進捗管理	39
3. プログラムの推進と重点化	39
用語解説	41
関係府省庁の支援に係る交付金・補助金一覧	42
別紙類	
別紙1 鹿児島県地域強靱化計画 地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧（湧水町関係分）	43
別紙2 湧水町地域強靱化計画 地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧（個別事業）	46
別 表 関係府省庁の支援に係る交付金・補助金一覧	

第1章 強靱化地域計画策定の趣旨、位置づけ

1. 町強靱化地域計画策定の趣旨

国は、平成25年12月11日、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を制定するとともに、平成26年6月3日には「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を定め、その後、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」等に基づき、国土強靱化の取組みを推進してきました。

基本法が制定されて、10年が経過しようとする中、令和5年6月14日には、「国土強靱化実施中期計画の策定の法定化」及び「国土強靱化推進会議の設置」を主な内容とする改正法「国土強靱化基本法（以下「改正法」という。）」が制定され、同年7月28日、新たな「国土強靱化基本計画」が改定された。

鹿児島県では、この基本法に基づき、大規模な自然災害が起こっても機能不全に陥らずいつまでも「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するために「鹿児島県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を平成28年3月に策定しましたが、その後、数回の見直しや改正法（令和5年7月の基本計画の見直し等）を踏まえた、更なる計画の見直しが行われている。

湧水町強靱化地域計画（以下「町地域計画」という。）は、これまでに取り組んできた防災・減災対策を念頭に、「国の基本計画」や「県地域計画」との整合・調和を図りながら、国、県、関係機関等との連携を図りつつ、総合的、計画的に推進し、地域強靱化の歩みの加速化・深化を図ることとする。

2. 町地域計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、湧水町総合計画（以下「町総合計画」という。）との整合・調和を図るとともに、地域強靱化の観点から、本町における様々な分野の計画等の指針となるものである。

《国土強靱化計画のイメージ》



3. 計画期間

計画期間は、「町総合計画」の終期と合わせることとし、「令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間」とする。

この際、「基本計画」及び「県地域計画」の見直しに伴って、必要な見直しを行う。

第2章 基本的な考え方

基本法第14条においては、国土強靱化地域計画は基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、原則として、基本計画における目標に即して設定すると規定されている。このため、次のように、「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

1. 基本目標

大規模な自然災害が起こっても、次の4つを基本目標として、本町における「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な町土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進することとする。

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること。
- ④ 迅速な復旧復興が図られること。

2. 事前に備えるべき目標

強靱化を推進する上での事前に備えるべき8つの目標を次のとおり設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助、救援、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

3. 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- ・ 地域の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証したうえで取り組む。
- ・ 短期的な視点によらず、時間管理概念とE B P M*1（証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・ 災害に強い町土づくりにより、力強い地域社会を創っていくと同時に、国や県との機動的連携が可能な体制の構築と、地域間ネットワーク強化の視点を持つ。
- ・ 経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。
- ・ デジタル等新技術の活用に努める。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・ 自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が、適切に連携及び役割を分担して取り組む。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時においても有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 人口減少等に起因する地域の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的かつ効果的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ・ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を削減しつつ効率的な施策を推進する。
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、P P P*2／P F I*3による民間資金の積極的な活用を図る。
- ・ 施設等を効率的かつ効果的に維持管理するため、予防保全型メンテナンスを推進する。また、避難所等の関連施設は、環境改善や防災機能の強化に努める。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手の育成や組織の維持・強化に努める。
- ・ 女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ・ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

E B P M*1	証拠に基づく政策立案のこと。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確にした上で、合理的根拠（エビデンス）に基づく企画とすること。
P P P *2	官民が連携して公共サービスの提供を行う概念のこと。
P F I *3	公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方。

第3章 町の地域特性及び災害想定

1. 地域特性

(1) 地形・地質等

湧水町は、鹿児島県の中央北端に位置し、総面積は144.29k㎡、北東に宮崎県えびの市、南東から南西に霧島市、西に伊佐市、南西にさつま町と接している。

地勢は、東の霧島連峰と北西の九州山脈矢岳支脈の両山系に挟まれ、東に霧島山系に属する栗野岳（標高1,102m）、南西に国見岳（標高648m）を擁する火山灰土壌（シラス）に覆われた盆地状の地形となっている。

また、町の中央部を熊本県白髪岳に源を発する九州第二の河川、川内川が貫流しており、その流域は肥沃な耕地が拓け、水田地帯を形成しているほか、年中途絶えることなく冷水が湧き出でる竹中湧水や丸池湧水があり、飲料水の水源や水田灌漑用水として利用されている。

さらに、北東部には霧島山麓の広大な原野が開け、その一部は、陸上自衛隊霧島演習場（332ha）と鹿児島刑務所（125ha）となっている。

霧島錦江湾国立公園内にある栗野岳中腹からは、錦江湾、桜島、薩摩半島等が一望できる壮大な景観を呈し、豊かで美しい自然と景観の地域である。

(2) 気象概要

年平均気温17℃内外で、年間降雨量2,000～3,000mmと多雨の地域となっている。

特に、夏期においては雨量が多く、梅雨期や台風時の集中豪雨により河川の増水や住宅、農作物等への被害を受けることも多い。

また、濃霧の発生や昼夜の寒暖差が大きいといった盆地特有の気象もみられる。

(3) 人口（将来推計）

昭和30年以降、人口は減少傾向となっており、平成27年の人口は、10,327人である。世帯数は、平成7年まで増加傾向であったが、平成12年より減少しており、平成27年は、4,323世帯となっている。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、2060年の人口は、4,910人であり、2010年の11,595人と比較すると6,685人減少することが予測されている。

一方、令和元年の湧水町の人口は、社人研の推計値よりも減少しており、このまま何もしなければ、社人研の推計値以上に減少することが予測される。

また、年齢区分別人口構成の推移では、昭和60年以降老年人口の割合は、増加傾向であり、昭和60年の時点で既に高齢社会（老年人口割合が14%超）平成2年では超高齢社会（老年人口割合が21%超）の割合を超え、令和2年の老年人口の割合は約44%となっている。

令和２年国勢調査の結果等			社人研の推計値
人 口	世帯数	老齢人口の割合	2060 年人口予測
9,119 人 (－1,208 人)	4,084 世帯 (－239 人)	44.2% (＋6.2%)	4,910 人 (6,685 人減少)
前回調査（平成２７年度）の結果			
10,327 人	4,323 世帯	38.0%	

2. 災害リスク

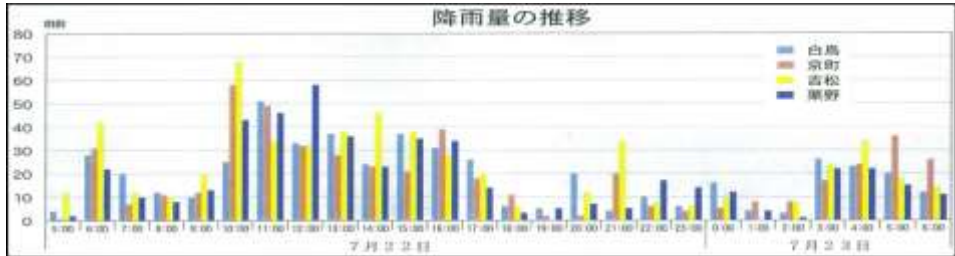
(1) 風水害

湧水町の過去の気象災害のうち、特に被害が大きいものは、大雨及び台風によるものである。これは、6月から8月にかけて、年間降水量の約半分を占める大雨が降ることが多く、また、本町は九州の南部に位置しており、台風の勢力が強い段階で接近するため猛威にさらされやすいこと等が最大の原因である。

過去湧水町では、平成17年9月の台風、平成18年7月の豪雨災害で、大きな洪水被害を受けた。特に、平成18年7月19日に降り始めた雨は、7月23日までに総雨量1056mm、日最大雨量493mmを観測した。この豪雨により、川内川の水位が上昇、桶寄川の堤防の決壊、湯谷川の氾濫等が起こり、多くの住宅が床上浸水・床下浸水し、農作物等にも大きな被害をもたらした。

町内各地において、土砂流失や道路の冠水・陥没等も発生し、道路交通網の寸断や通信の混乱が生じ、多くの住民が避難所等へ避難し、不安な日々を過ごした。

これらの経験から、平成18年7月豪雨時の気象概況と被害を想定災害として位置づけている。

想定項目 災害名／年月日		平成18年7月豪雨 (平成18年7月19日～7月23日)			
気 象 概 況		■ 時間最大雨量 79mm (7月22日 09:18～10:18) ■ 日最大雨量 493mm (7月22日) ■ 総降水量 1056mm (7月19日から7月23日) 			
人 的 被 害		な し			
建 物 等 被 害	床 上 浸 水	栗野地域： 33戸 吉松地域： 286戸 合 計： 319戸	公共土木被害	町 道 河 川 小災害	・ ・ ・ ・ ・ 31ヶ所以上 ・ ・ ・ ・ ・ 22ヶ所以上 ・ ・ ・ ・ ・ 100ヶ所以上
	床 下 浸 水	栗野地域： 63戸 吉松地域： 53戸 合 計： 116戸	山地被害	治 山	・ ・ ・ ・ ・ 35ヶ所以上
			農林水産業 施設等被害	水 路 農 地 農 道 林 道 小災害 施設等	・ ・ ・ ・ ・ 50ヶ所以上 ・ ・ ・ ・ ・ 75ヶ所以上 ・ ・ ・ ・ ・ 45ヶ所以上 ・ ・ ・ ・ ・ 37ヶ所以上 ・ ・ ・ ・ ・ 200ヶ所以上 ・ ・ ・ ・ ・ 約200ha以上
避 難 状 況		※ 避難対象者 栗野地域： 81世帯 228人 吉松地域： 1007世帯 2332人 湧水町計： 1088世帯 2560人 ※ 避難者数 57世帯 125人 197世帯 371人 254世帯 496人			

(2) 地震災害

鹿児島県本土は、九州でも比較的有感地震の発生が少ない地域であるが、昭和43年に発生した「えびの吉松地震」や平成28年に発生した「熊本地震」のように、今後、大きな災害を引き起こす地震が発生することが十分考えられる。

このため、平常時から地震災害に備える体制を整えておくことが必要である。

本町においては、影響が最も大きいと考えられる「南海トラフ地震」を想定災害とする。なお、本町全体の被害想定結果（「鹿児島県地震等災害被害予測調査」結果による。）と被害状況は、次のとおり。

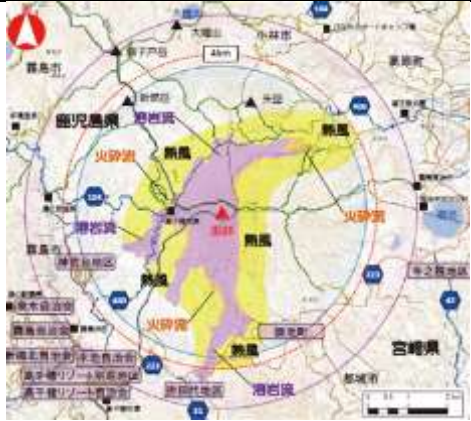
南海トラフ地震における被害想定

項 目		被害想定結果	本町の被害状況（復旧予想）
建 物 被 害	建 物 棟 数	5, 7 3 0	(住家のみ)
	全 壊	2 5 0	
	半 壊	8 7 0	
	火 災	—	
人 的 被 害	死 者	—	
	負 傷 者	1 0	
	重 傷 者	1 0	
	避 難 者 数		
ラ イ フ ラ イ ン 被 害	上 水 道		・ 各地域で断水が発生 (被災直後の断水が最も多い。)
	電 力		・ 火災被害、地震被害で停電が発生
	通 信		・ 火災被害、地震被害で不通回線が発生
道 路 被 害			・ 道路被害が発生

孤立するおそれのある集落

農業集落	1 3 地区	下中津川、柿木、吉村、魚野、古川、三堂、上矢立、竹中、中野、仲町、町、八所、矢立
------	--------	--

(3) 火山噴火

概要	火山防災マップ
霧島山は、宮崎・鹿児島県境に位置する加久藤カルデラの南縁部に生じた玄武岩・安山岩からなる小型の成層火山・火砕丘等であり、20を超える火山体が識別できる。成層火山としては甕岳、新燃岳、中岳、大幡山、御鉢、高千穂峰などがあり、火砕丘としては韓国岳、大浪池などがある。御池はマールである。山体の大きさに比べて大きな火口をもつ火山が多い。 また、大浪池、大幡池、御池、六観音池など多くの火口湖がある。有史以降、主に御鉢と新燃岳で噴火を繰り返してきた。 ① 御鉢での噴火記録は、788（延暦7）年に始まり、以降多くの記録がある。近代では明治から大正時代にかけて噴火を繰り返し、死傷者や家屋の焼失などの被害をもたらした。	① 御鉢 
② 新燃岳での噴火記録は、1637（寛永14）年に始まり、1716（享保元）年～1717（享保2）年の噴火では、火山砕屑物や火砕流によって死傷者、寺社や家屋の焼失、田畑の埋没、家畜の大量死などの被害をもたらした。 また、2011（平成23）年1月には、約300年ぶりといわれるマグマ噴火が発生し、高千穂河原には火山噴出物が約6cm堆積するとともに、火口内には溶岩が蓄積された。 その後、2017（平成29）年10月及び翌年3月にも噴火が発生し、火口内には溶岩がさらに蓄積され、その一部は火口北西部から流下している。再び火山活動が活発化した場合、湧水町は、新燃岳に通ずる登山道を有しており、登山客等の安全確保や火山灰による被害対策が求められる。	② 新燃岳 
③ 硫黄山は、霧島山の中で最も新しい火山である。噴火の記録は、大規模な噴火が過去2回あったとされるが、2013（平成25）12月頃より火山活動が活発になり、2018（平成30）年4月には、約250年ぶりの噴火が起こった。 この噴火に伴い、硫黄山付近を流れる長江川（川内川の支流）に硫酸やヒ素等の重金属を含んだ温泉水が流入、川内川が白濁化し、生息する魚の死骸が大量に見つかるとともに、河川下流域で稲作を断念する等農業被害も発生した。再び火山活動が活発化した場合、湧水町は、2018年同様の対策の他、状況により、20cm以上の降灰対策や山林火災への対策が求められる。	③ 硫黄山 
桜島は、約2万6千年前から活動を始め、大規模な噴火を繰り返しながら成長してきた。その後、記録に残る最も古い708（和銅元）年の噴火以降、安永噴火（1779年）や大正噴火（1914年）等のように大規模な山腹噴火が、約百年から数百年の間隔で起こっている。近代に起こった大正噴火（1914年）では、噴煙が約8,000m以上も上昇し、軽石や降灰が多いところで約2m降り積もった。さらに、流出した溶岩で桜島と大隅半島が陸続きになった。噴火に加えて、鹿児島湾内を震源とするM7.1の地震などもあって多数の死傷者が発生したほか、家屋の埋没や倒壊・焼失、農林水産業等の壊滅的な被害もあり、多くの人が県内外へ移住せざるを得なくなった。また、降り積もった火山灰等による度重なる土石流で、死傷者や建物の流出など多くの被害があった。 現在の桜島におけるマグマ溜まりのマグマ蓄積量は、大正噴火時の量に迫っていると言われ、今なお活発な活動を続けている。 大正噴火規模の噴火が発生した場合、湧水町は、震度5程度の地震及び10～50cmの降灰対策が必要な中、広域避難受け入れ自治体としての役割も求められている。	桜島 

第4章 脆弱性評価

1. 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。

起きてはならない最悪の事態に関しては、基本計画に掲げられている45の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本町の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

事前に備えるべき目標 (8つ)		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） (34事態)	
1	直接死を最大限防ぐ。	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報機能・情報サービスは確保する。	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により、災害情報が必要な者に伝達できない事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない。	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動等の停滞
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	物流機能等の大幅な低下
		5-4	食料等の安定供給の停滞
		5-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	6-1	ライフライン（電気、ガス、上水道等）の長期間にわたる機能停止
		6-2	鉄道から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-3	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による町土の荒廃
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等の不足、より良い振興に向けたビジョンの欠如等により、復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

2. 脆弱性評価結果

34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、湧水町が取り組んでいる施策について、その取り組み状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

【プログラムごとの脆弱性評価結果】

1 直接死を最大限防ぐ。

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

①（住宅・建築物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する必要がある。

②（公共施設等の耐震化）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

③（医療・社会福祉施設の耐震化）

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。

④（多数の人が利用する建築物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物の耐震化を促進する必要がある。

⑤（交通施設、沿線・沿道建物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、港湾・鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、県や関係機関等と連携を図り大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

⑥（造成宅地の防災・減災対策の推進）

大規模地震における盛土造成地の滑動崩落の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図り、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を促進する必要がある。

⑦（無電柱化等）

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に支障をきたすことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化等を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるようにする必要がある。

⑧（防災訓練や防災教育等の推進）

学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

①（防火対策の推進）

住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災の場合、人的・物的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

②（土地区画整理事業の推進）

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災による多数の死傷者が発生するなどの被害が想定されるため、土地区画整理事業によるオープンスペースの確保を施行し、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

③（都市公園事業の推進）

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保する必要がある。

④（消防団や自主防災組織等の充実強化）

公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

①（河川改修等の治水対策の推進）

近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地域の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や雨水排水の整備を推進する必要がある。

②（防災情報の提供）

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水等により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線やホームページ等、複数の手段により住民への情報提供に努める必要がある。

また、県が策定した洪水浸水想定区域図をもとに洪水ハザードマップを作成し、今後多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図れるよう、住民周知をはじめとするソフト対策を推進する必要がある。

③（要配慮者利用施設における避難確保計画の策定）

異常気象等による豪雨により大規模な浸水被害が発生した際、要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、当該施設における避難確保計画の策定を促進する必要がある。

④（内水対策に係る人材育成）

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策について、より迅速な対応を行うために人材育成を推進する必要がある。

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

①（霧島山及び桜島大規模噴火時の火山災害対策の推進）

大規模な噴火が発生した場合、住民等の生命だけでなく日常生活への影響も計り知れないことから、大規模噴火時における火山災害対策について、平常時から応急対策時、復旧時における対策を講じる必要がある。

また、火山灰が山地に堆積すると、少ない雨で土石流や洪水が多発するおそれがあるため、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

②（噴火警戒レベルに基づく避難体制強化）

霧島山の火山災害対策については、噴火警戒レベルの運用や火山防災マップの作成・配布などの対応が図られているが、今後も継続して、避難体制の強化を図る必要がある。

③（土砂災害対策の推進）

近年の気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加や地震の多発に伴い、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。

しかしながら、町内の土砂災害危険箇所における砂防施設等の整備率は未だ低い状況であるため、県等と連携し、町民の生命・財産を守るための砂防施設等の整備を推進するとともに、がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に立っている危険住宅の安全な場所への移転を促進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

④（治山事業の推進）

集中豪雨や地震の発生頻度の増加に伴って、林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある山地災害危険地区について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

⑤（土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制の整備）

異常気象等による豪雨により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災マップやホームページ等、複数の手段により住民への情報提供に努める必要がある。

また、県が指定した土砂災害警戒区域等をもとに土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図り、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

⑥（地域防災力の向上と人材育成）

豪雨、地震、火山の大規模噴火等により、同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できないため、防災リーダー等の人材を育成し、自助と共助の意識を高め地域防災力を向上させる必要がある。

⑦（要配慮者利用施設における避難確保計画の策定）〔再掲1-3-③〕

異常気象等による豪雨により大規模な土砂災害が発生した際、要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、当該施設における避難確保計画の策定を促進する必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

①（水道施設の耐震化）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

②（応急給水体制の整備）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがある。このため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じ応援給水の要請や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

③（物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、既存施設の点検等の結果を踏まえ、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、複数の物資輸送ルートの確保及び空路の活用を検討を行う等、防災対策を確実に実施する必要がある。

④（備蓄物資等の供給体制等の強化）

町の備蓄物資や流通備蓄物資の適正かつ迅速な確保及び配分を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

⑤（医療用資機材・医薬品等の備蓄）

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の流通備蓄の確保が困難となるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期（2日間）の医療救護用として独自の備蓄も行う必要がある。

⑥（受援計画の策定等）

被災による物資供給に対し、国及び県、事業者等から物的・人的支援を受ける必要があるため、物的・人的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定等を行うこと等により物的・人的支援の受援体制を強化する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

①（孤立集落対策の推進）

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、既存の道路施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

②（物資輸送ルートの確保）〔再掲2-1-③〕

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、既存施設の点検等の結果を踏まえ、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、複数の物資輸送ルートの確保及び空路の活用を検討を行う等、防災対策を確実に実施する必要がある。

③（防災情報の提供）〔再掲1-3-②〕

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水等により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線やホームページ等、複数の手段により住民への情報提供に努める必要がある。

また、県が策定した洪水浸水想定区域図をもとに洪水ハザードマップを作成し、今後多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図れるよう、住民周知をはじめとするソフト対策を推進する必要がある。

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

①（消防の体制等強化）

大規模自然災害時には消防等の被災により、人員・装備の不足が予想されるとともに発災直後に消防力を上回る事態が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定される。このため、活動人員等の確保及び災害拠点施設の整備を図るとともに、緊急消防援助隊の受援体制を確立し、消火・救助・救急活動等が迅速かつ的確に行われるよう体制を構築する必要がある。

②（情報通信機能の耐災害性の強化）

消火・救助・救急活動等を効率的かつ効果的に行うため、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

③（DMATの受入体制整備）

災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する必要がある。

④（災害対応業務の標準化・共有化）

災害対応において関係機関ごとに体制や資器材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進するとともに、明確な目標の下に合同訓練を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

①（一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄）

帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する必要がある。

②（備蓄物資等の供給体制等の強化）〔再掲2-1-④〕

町の備蓄物資や流通備蓄物資の適正かつ迅速な確保及び配分を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

③（住民等への災害情報の提供）

住民等への災害情報提供にあたり、町と自治会や自主防災組織などが連携して、必要な災害情報の共有を図る必要がある。また、町内に滞在している観光客に対し、正確かつ迅速に情報提供を行う必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

①（DMATの受入体制整備）〔再掲2-3-③〕

災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する必要がある。

②（広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用）

被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能なEMISのさらなる活用を進める必要がある。

③（ヘリコプターの活用）

県が運航するドクターヘリをはじめとする各種ヘリコプターについて、災害時においても安定した運用ができるよう、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

①（感染症の発生・まん延防止）

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携の強化や連絡体制の確保に努める必要がある。

②（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）

トイレ等の住環境の悪化による避難所での感染症の流行や、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

③（災害時保健活動及びDHEAT受援体制の整備）

被災地や避難所において、発災直後から被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携して災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

①（公共施設等の耐震化）〔再掲1-1-②〕

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

②（医療・社会福祉施設の耐震化）〔再掲1-1-③〕

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。

③（電力供給遮断時の電力確保）

避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や、防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保等を検討する必要がある。

④（災害時保健活動及びDHEAT受入体制の整備）〔再掲2-6-③〕

被災地や避難所において、発災直後から被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携して災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受入体制を整備する必要がある。

⑤（避難所等の環境改善や防災機能の強化）

指定避難所等のトイレ、キッチン、空調等の整備や避難生活に必要な備蓄品を確保する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①（公共施設等の耐震化）〔再掲1-1-②〕

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

②（電力供給遮断時の電力確保）〔再掲2-7-③〕

避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や、防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保等を検討する必要がある。

③（業務継続計画（BCP）の見直し等）

業務継続体制を強化するため、町の業務継続計画（BCP）の見直し、実効性向上を図る必要がある。

④（庁内LAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等）

庁内LAN（Local Area Network）及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する必要がある。

4 必要不可欠な情報機能・情報サービスは確保する。

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

①（情報通信機能の耐災害性の強化等）

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺または長期停止した場合でも、町民等が防災情報等を収集できるよう、公衆無線LAN環境の整備や情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

②（庁内LAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等）〔再掲3-1-④〕

庁内LAN（local Area Network）及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により、災害情報が必要な者に伝達できない事態

①（情報伝達手段の多様化等）

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであるが、その他手段を使用した情報伝達手段の整備を着実に進める必要がある。

②（住民等への災害情報の提供）〔再掲2-4-③〕

住民への災害情報の提供にあたり、町と自治会や自主防災組織などが連携して、必要な災害情報の共有を図る必要がある。また、町内に滞在している観光客に対し、正確かつ迅速に情報提供を行う必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

①（情報伝達手段の多様化等）〔再掲4-2-①〕

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであるが、その他手段を使用した情報伝達手段の整備を着実に進める必要がある。

②（住民等への災害情報の提供）〔再掲2-4-③〕

住民への災害情報の提供にあたり、町と自治会や自主防災組織などが連携して、必要な災害情報の共有を図る必要がある。また、町内に滞在している観光客に対し、正確かつ迅速に情報提供を行う必要がある。

③（庁内LAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等）〔再掲3-1-④〕

庁内LAN（local Area Network）及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動等の停滞

①（物資輸送ルートの確保）〔再掲2-1-③〕

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、既存施設の点検等の結果を踏まえ、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、複数の物資輸送ルートの確保及び空路の活用を検討を行う等、防災対策を確実に実施する必要がある。

②（企業における事業継続計画（BCP）策定等の支援）

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本町の企業の取組みを推進する必要がある。

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

①（重要な産業施設等の安全対策等の強化）

大規模自然災害が発生した場合、火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設等周辺に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。

②（重要な産業施設等の災害に備えた消防力の強化）

産業施設等で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、産業施設等の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携など防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める必要がある。

5-3 物流機能等の大幅な低下

①（物資輸送ルートの確保）〔再掲2-1-③〕

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、既存施設の点検等の結果を踏まえ、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、複数の物資輸送ルートの確保及び空路の活用を検討を行う等、防災対策を確実に実施する必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞

①（備蓄物資等の供給体制等の強化）〔再掲2-1-④〕

町の備蓄物資や流通備蓄物資の適正かつ迅速な確保及び配分を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

②（受援計画の策定等）〔再掲2-1-⑧〕

被災による物資供給に対し、国及び県、事業者等から物的・人的支援を受ける必要があるため、物的・人的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定等を行うこと等により物的・人的支援の受援体制を強化する必要がある。

5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

①（水道施設の耐震化）〔再掲2-1-①〕

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

②（応急給水体制の整備）〔再掲2-1-②〕

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがある。このため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じ応援給水の要請や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

③（農業水利施設等の保全対策の推進）

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画を策定し、耐震化及び長寿命化対策に着手する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

6-1 ライフライン（電気、ガス、上水道等）の長期間にわたる機能停止

①（電力供給遮断時の電力確保）〔再掲2-7-③〕

避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や、防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保等を検討する必要がある。

②（再生可能エネルギー等の導入促進）

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入等を促進する施策の検討が必要である。

③（水道施設の耐震化）〔再掲2-1-①〕

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

④（し尿処理施設の防災対策の強化）

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、県及び県内市町村間の災害時相互支援協定を締結しているところであるが、災害時における代替施設の確保、管理体制のさらなる強化等に努める必要がある。

6-2 鉄道から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

①（物資輸送ルートの確保）〔再掲2-1-③〕

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、既存施設の点検等の結果を踏まえ、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、複数の物資輸送ルートの確保及び空路の活用を検討を行う等、防災対策を確実に実施する必要がある。

②（道路の冠水対策）

降雨時の路面冠水により交通が遮断され、避難や物流に障害を及ぼすことが想定されるため、対策を促進する必要がある。

6-3 防災インフラの長期間にわたる機能不全

①（防災インフラの整備）

堤防等の防災インフラについては、完了に向けて計画的かつ着実に対策を進めるとともに、堤防のかさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等の整備を推進する必要がある。

②（防災インフラの機能維持）

内水管理のための排水施設が老朽化による機能不良等により市街地の浸水が想定されるため、長期安定使用を可能とする対策を促進する必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

①（消火・救助活動能力の強化）

市街地で大規模火災が発生した場合、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案に対し、消防力が劣勢になることが想定されるため、施設・消防水利の強化を図る必要がある。

②（消防団や自主防災組織等の充実強化）〔再掲1-2-④〕

公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

③（大規模地震時の電気火災対策の推進）

地震後の電気火災の予防及び火災時の被害軽減のため、防火対策の推進等を図る必要がある。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

①（交通施設、沿線・沿道建物の耐震化）〔再掲1-1-⑤〕

大規模地震が発生した場合、港湾・鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、県や関係機関等と連携を図り大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

①（ため池の補強対策等の促進）

ため池の損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、下流域の住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあることから、ため池の機能の保持のため、より効果的・効率的な維持管理を行う必要がある。また、大規模地震が発生した場合、堤体の決壊等により下流域に洪水の被害が及ぶことが想定されるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて避難路等を示したハザードマップを住民に周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃

①（有害物質の流出対策等）

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携など防災体制の強化を図るとともに、国、県等と連携して対応する必要がある。

②（有害物質の流出対策等の推進）

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルにより国等と連携して対応する必要がある。

7-5 農地・森林等の被害による町土の荒廃

①（農地浸食防止対策の推進）

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定されるため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

②（適切な森林整備）

適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

③（治山事業の促進）〔再掲1-4-④〕

集中豪雨や地震の発生頻度の増加に伴って、林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある山地災害危険地区について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

④（鳥獣被害防止対策の推進）

鳥獣による農林業被害により、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復興が大幅に遅れる事態

①（災害廃棄物処理計画の策定、見直し）

大規模災害時には大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、処理の実効性向上に努める必要がある。

②（ストックヤードの確保）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定されることから、早急な復旧・復興のため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

8-2 復興を支える人材等の不足、より良い振興に向けたビジョンの欠如等により、復興でなくなる事態

①（復旧・復興を担う人材等の育成）

復興の基盤整備を担う建設業や農林水産業の人材を育成するとともに、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える必要がある。

②（復興ビジョンの検討）

被災後、迅速かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、有識者等と連携した復興に関する体制や手順、課題の把握等の事前準備を勧めておく必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

①（浸水対策、流域減災対策）

大規模地震等が発生した際に堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震・洪水等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。

②（液状化危険度の高い地域への住民周知等）

大規模地震が発生した場合に液状化現象が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、県の被害予測調査により指定された液状化危険度の想定を基に、液状化危険度分布図・液状化ハザードマップ等の周知を図る必要がある。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

①（災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化）

災害が起きた時の町民の対応力を向上するためには、コミュニティ力を強化する必要がある。町は、自治会の活動支援のほか、自主防災組織の行う防災訓練・防災教育等による地域づくりや住民の自治会加入の促進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取り組みを充実させる必要がある。

②（文化財の保護管理）

文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立・指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する必要がある。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

①（応急仮設住宅建設候補地リストの更新）

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う必要がある。

②（災害時における応急仮設住宅の供給）

災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る必要がある。

③（災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供）

災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る必要がある。

8-6 風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

①（企業の業務継続体制の強化）

災害等の突発的事由により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給を円滑に図る必要がある。また、商工会・商工会議所と共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、小規模事業者の業務継続体制の強化を図る必要がある。

第5章 町地域計画の推進方針

1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第4章第2の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。

なお、以下の推進方針を実効性のあるものとするために、別紙「関係府省庁等所管交付金・補助金一覧」に記載する関係府省庁の交付金・補助金の活用を検討しながら、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進することとする。

1 直接死を最大限防ぐ。

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

①（住宅・建築物の耐震化）

住宅・建築物の倒壊などによる多数の人的被害の発生を抑えるため、住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する。

②（公共施設等の耐震化）

公共施設等の被災による、避難や救助活動等の障害を防ぐため、耐震化を推進する。

③（医療・社会福祉施設の耐震化）

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。

④（多数の人が利用する建築物の耐震化）

不特定多数の人が利用する建築物の倒壊による多数の人的被害を抑えるため、不特定多数の人が利用する建築物の耐震化を促進する。

⑤（交通施設、沿線・沿道建物の耐震化）

鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊による避難や応急対応への障害を防ぐため、県や関係機関等と連携を図り、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

⑥（造成宅地の防災・減災対策の推進）

大規模地震における盛土造成地の滑動崩落の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図り、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を促進する。

⑦（無電柱化等）

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に支障をきたすことを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、無電柱化推進計画支援事業を活用するなど市街地等における道路の無電柱化等を促進する。

⑧（防災訓練や防災教育等の推進）

学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

①（防火対策の推進）

住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため大規模被害が発生しうる地域や建築物等の実態を把握するとともに、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る。

②（土地区画整理事業の推進）

住宅密集地や市街地の火災による、多数の死傷者の発生を抑えるため、住宅市街地総合整備事業を併用した土地区画整理事業によるオープンスペースの確保を施行し、密集市街地における災害に強いまちづくりを推進する。

③（都市公園事業の推進）

市街地での大規模火災の発生が想定されるため、都市公園・緑地等事業の活用により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地の確保を図る。

④（消防団や自主防災組織等の充実強化）

消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

①（河川改修等の治水対策の推進）

大規模洪水による甚大な浸水被害を防ぐため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修の整備推進を図る。

②（防災情報の提供）

異常気象等による豪雨の発生時に、浸水等による住民等の生命・身体への危害を防ぐため、防災行政無線や湧水町ホームページ、報道機関による放送等、複数の手段により住民への情報提供を図るとともに、県が策定した洪水浸水想定区域図をもとに洪水ハザードマップを作成し、今後多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図れるよう、住民周知等をはじめとするソフト対策を推進する。

③（要配慮者利用施設における避難確保計画の策定）

異常気象等による豪雨により大規模な浸水被害が発生した際、要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、当該施設における避難確保計画の策定を促進する。

④（内水対策に係る人材育成）

広域かつ長期的な市街地の浸水被害を抑えるため、内水対策に関してより迅速に対応できる人材の育成を推進する。

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

①（霧島山及び桜島大規模噴火時の火山災害対策の推進）

大規模噴火時に、住民等の生命だけでなく日常生活への影響も計り知れないことから、平常時から応急対策時、復旧時における対策を講じる。

また、火山灰が山地に堆積し、少ない雨で土石流や洪水が多発することを防ぐため、県等と連携し、降灰除去事業を活用するなどのハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

この際、桜島大規模噴火時の広域避難受け入れ自治体としては、避難自治体との連携強化に努めるとともに計画を策定する。

②（噴火警戒レベルに基づく避難体制強化）

霧島山の火山災害対策については、火山防災マップの住民等への周知に加え、避難計画の充実に努める。

③（土砂災害対策の推進）

大規模な土砂災害の発生リスクが高まっているため、県等と連携し、町民の生命・財産を守るための砂防施設等の整備を推進するとともに、がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

④（治山事業の推進）

林地の崩壊など山地災害の被害を抑えるため、山地災害のおそれのある山地災害危険地区について治山施設や森林の整備を推進する。

⑤（土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制の整備）

土砂災害に対する安全度の向上を図るため、土砂災害警戒区域の周知を図るとともに、当該区域における警戒避難体制の整備を推進する。

⑥（地域防災力の向上と人材育成）

防災リーダー等の人材を育成し、自助と共助の意識を高めて地域防災力を向上させる取組みを推進する。

⑦（要配慮者利用施設における避難確保計画の策定）〔再掲1-3-③〕

異常気象等による豪雨により大規模な土砂災害が発生した際、要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、当該施設における避難確保計画の策定を促進する。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

①（水道施設の耐震化）

水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、管路更新事業において、耐震型継手を有する管種を使用し、水道施設の耐震化を推進する。

②（応急給水体制の整備）

水道施設が被災した際、被災した水道施設を迅速に把握できる体制を整備するとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じ応援給水の要請や水道施設の災害復旧が可能な体制を整備する。

③（物資輸送ルートの確保）

主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、既存施設の点検等の結果を踏まえ、橋梁長寿命化修繕事業や道路施設防災安全対策事業（道路事業）を活用するなど、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、複数の物資輸送ルートの確保及び空路の活用を検討を行う。

④（備蓄物資等の供給体制等の強化）

適正かつ迅速な物資の確保及び配分を行うため、町の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、関係機関との連携や調整等を強化する。

⑤（医療用資機材・医薬品等の備蓄）

大規模災害発生初動期における医療救護用の医療用資機材・医薬品等の確保を図るため平常時より医療機関との連携を図るとともに、万一に備えての備蓄や一時保管する場合等の保管要領をあらかじめ検討する。

⑥（受援計画の策定等）

被災による物資供給に対し、国及び県、事業者等から物的・人的支援を受ける必要があるため、物的・人的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定等を行うこと等により物的・人的支援の受援体制を強化する。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

①（孤立集落対策の推進）

道路の寸断による孤立集落の発生を防ぐため、道路施設防災安全対策事業を活用するなど、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。

②（物資輸送ルートの確保）〔再掲2-1-③〕

主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、既存施設の点検等の結果を踏まえ、橋梁長寿命化修繕事業や道路施設防災安全対策事業（道路事業）を活用するなど、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、複数の物資輸送ルートの確保及び空路の活用を検討を行う。

③（防災情報の提供）〔再掲1-3-②〕

異常気象等による豪雨の発生時に、浸水等による住民等の生命・身体への危害を防ぐため、防災行政無線や湧水町ホームページ、報道機関による放送等、複数の手段により住民への情報提供を図るとともに、県が策定した洪水浸水想定区域図をもとに洪水ハザードマップを作成し、今後多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図れるよう、住民周知等をはじめとするソフト対策を推進する。

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

①（消防の体制等強化）

災害事案が同時に多発した場合の消防力が劣勢になることを防ぐため、活動人員の確保、災害拠点施設の整備及び資機材等の充実強化に努める。

また、緊急消防援助隊の受援体制を確立し、消火・救助・救急活動等が迅速かつ的確に行われる体制を構築する。

②（情報通信機能の耐災害性の強化）

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。

③（DMATの受入体制整備）

災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する。

④（災害対応業務の標準化・共有化）

各関係機関と災害対応業務の標準化、情報の共有化を図るため、各種訓練への参加又は各種訓練を企画・実施し、災害対応業務の実効性を高めていく。

この際、各種計画の見直しやマニュアル等の作成、活用に努める。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

①（一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄）

帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する。

②（備蓄物資等の供給体制等の強化）〔再掲2-1-④〕

適正かつ迅速な物資の確保及び配分を行うため、町の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、関係機関との連携や調整等を強化する。

③（住民等への災害情報の提供）

住民等への災害情報提供にあたり、町と自治会や自主防災組織などが連携して、必要な災害情報の共有を図る。また、町内に滞在している観光客に対し、正確かつ迅速に情報提供を行う。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

①（DMATの受入体制整備）〔再掲2-3-③〕

災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する。

②（広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用）

被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能なEMISのさらなる活用を進める。

③（ヘリコプターの活用）

県が運航するドクターヘリをはじめとする各種ヘリコプターについて、災害時においても安定した運用ができるよう、県及び関係機関との連携を強化する。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

①（感染症の発生・まん延防止）

浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う。

②（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）

トイレ等の住環境の悪化による避難所での感染症の流行や、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

③（災害時保健活動及びDHEAT受援体制の整備）

被災地や避難所において、発災直後から被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携して災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
①（公共施設等の耐震化）〔再掲1-1-②〕 公共施設等の被災による、避難や救助活動等の障害を防ぐため、耐震化を推進する。 ②（医療・社会福祉施設の耐震化）〔再掲1-1-③〕 地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。 ③（電力供給遮断時の電力確保） 避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保等を検討する。 ④（災害時保健活動及びDHEAT受入体制の整備）〔再掲2-6-③〕 被災地や避難所において、発災直後から被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携して災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受入体制を構築する。 ⑤（避難所等の環境改善や防災機能の強化） 指定避難所等のトイレ、キッチン、空調等の整備や避難生活に必要な備蓄品の確保等を推進する。

3 必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
①（公共施設等の耐震化）〔再掲1-1-②〕 公共施設等の被災による、避難や救助活動等の障害を防ぐため、耐震化を推進する。 ②（電力供給遮断時の電力確保）〔再掲2-7-③〕 避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保等を検討する。 ③（業務継続計画（BCP）の見直し等） 業務継続体制を強化するため、町の業務継続計画（BCP）を継続的に見直し、実効性の向上を図る。 ④（庁内LAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等） 災害発生時における通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、情報通信機能に冗長性を持たせる等、情報通信環境の整備を図る。

4 必要不可欠な情報機能・情報サービスは確保する。

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

①（情報通信機能の耐災害性の強化等）

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺または長期停止した場合でも、町民等が防災情報等を収集できるよう、公衆無線LAN環境の整備や情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。

②（庁内LAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等）〔再掲3-1-④〕

災害発生時における通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、情報通信機能に冗長性を持たせる等、情報通信環境の整備を図る。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により、災害情報が必要な者に伝達できない事態

①（情報伝達手段の多様化等）

全国瞬時警報システム（Jアラート）や防災行政無線などに加え、その他の手段を使用した情報伝達手段の整備を図ることで、情報伝達手段の多様化・確実化をさらに進める。

②（住民等への災害情報の提供）〔再掲2-4-③〕

住民等への災害情報提供にあたり、町と自治会や自主防災組織などが連携して、必要な災害情報の共有を図る。また、町内に滞在している観光客に対し、正確かつ迅速に情報提供を行う。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

①（情報伝達手段の多様化等）〔再掲4-2-①〕

全国瞬時警報システム（Jアラート）や防災行政無線などに加え、その他の手段を使用した情報伝達手段の整備を図ることで、情報伝達手段の多様化・確実化をさらに進める。

②（住民等への災害情報の提供）〔再掲2-4-③〕

住民等への災害情報提供にあたり、町と自治会や自主防災組織などが連携して、必要な災害情報の共有を図る。また、町内に滞在している観光客に対し、正確かつ迅速に情報提供を行う。

③（庁内LAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等）〔再掲3-1-④〕

災害発生時における通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、情報通信機能に冗長性を持たせる等、情報通信環境の整備を図る。

5 経済活動を機能不全に陥らせない。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動等の停滞

①（物資輸送ルートの確保）〔再掲2-1-③〕

主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、既存施設の点検等の結果を踏まえ、橋梁長寿命化修繕事業や道路施設防災安全対策事業（道路事業）を活用するなど、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、複数の物資輸送ルートの確保及び空路の活用を検討を行う。

②（企業における事業継続計画（BCP）策定等の支援）

町内の企業における事業継続計画（BCP）の策定や、事業継続マネジメント（BCM）の構築に向けた取組への支援を行う。

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

①（重要な産業施設等の安全対策等の強化）

大規模自然災害が発生した場合、火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設等周辺に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する。

②（重要な産業施設等の災害に備えた消防力の強化）

産業施設等で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、産業施設等の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携を図るなど防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。

5-3 物流機能等の大幅な低下

①（物資輸送ルートの確保）〔再掲2-1-③〕

主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、既存施設の点検等の結果を踏まえ、橋梁長寿命化修繕事業や道路施設防災安全対策事業（道路事業）を活用するなど、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、複数の物資輸送ルートの確保及び空路の活用を検討を行う。

5-4 食料等の安定供給の停滞

①（備蓄物資等の供給体制等の強化）〔再掲2-1-④〕

適正かつ迅速な物資の確保及び配分を行うため、町の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、関係機関との連携や調整等を強化する。

②（受援計画の策定等）〔再掲2-1-⑧〕

被災による物資供給に対し、国及び県、事業者等から物的・人的支援を受ける必要があるため、物的・人的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定等を行うこと等により物的・人的支援の受援体制を強化する。

5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

①（水道施設の耐震化）〔再掲2-1-①〕

水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、管路更新事業において、耐震型継手を有する管種を使用し、水道施設の耐震化を推進する。

②（応急給水体制の整備）〔再掲2-1-②〕

水道施設が被災した際、被災した水道施設を迅速に把握できる体制を整備するとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じ応援給水の要請や水道施設の災害復旧が可能な体制を整備する。

③（農業水利施設等の保全対策の推進）

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画を策定し、耐震化及び長寿命化対策を促進する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

6-1 ライフライン（電気、ガス、上水道等）の長期間にわたる機能停止

①（電力供給遮断時の電力確保）〔再掲2-7-③〕

避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や、防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保等を検討する。

②（再生可能エネルギー等の導入促進）

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入等を促進する。

③（水道施設の耐震化）〔再掲2-1-①〕

水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、管路更新事業において、耐震型継手を有する管種を使用し、水道施設の耐震化を推進する。

④（し尿処理施設の防災対策の強化）

し尿処理施設の被災に伴い、し尿処理に支障を来すことのないよう、災害時における代替施設の確保、管理体制のさらなる強化等を進める。

6-2 鉄道から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

①（物資輸送ルートの確保）〔再掲2-1-③〕

主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、既存施設の点検等の結果を踏まえ、橋梁長寿命化修繕事業や道路施設防災安全対策事業（道路事業）を活用するなど、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、複数の物資輸送ルートの確保及び空路の活用を検討を行う。

②（道路の冠水対策）

円滑な交通を確保するため、国土交通省の防災・安全交付金を活用し、排水能力を向上させる冠水対策とともに道路整備を促進する。

6-3 防災インフラの長期間にわたる機能不全

①（防災インフラの整備）

堤防等の防災インフラについては、管理者である県等との連携を図りながら被害リスクが高い河川において、堤防のかさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等の整備を推進する。

②（防災インフラの機能維持）

交付金事業等を活用し、排水機器の更新又は部品交換による機能維持を促進する。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

①（消火・救助活動能力の強化）

市街地で大規模火災が発生した場合、同時に多発する消火、救助、救急事案に対し、同時多発に対応できる施設・消防水利の強化を図るとともに、防災関係機関等との連携した訓練を行う等、救急患者搬送体制を整備する。

②（消防団や自主防災組織等の充実強化）〔再掲1-2-④〕

消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

③（大規模地震時の電気火災対策の推進）

地震後の電気火災の予防及び火災時の被害軽減のため、防火対策の推進等を図る。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

①（交通施設、沿線・沿道建物の耐震化）〔再掲1-1-⑤〕

鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊による避難や応急対応への障害を防ぐため、県や関係機関等と連携を図り、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

①（ため池の補強対策等の促進）

ため池の機能保持のため、効果的・効率的な維持管理を行うとともに、堤体の決壊等による下流域への洪水被害を抑えるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、ハザードマップを住民に周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃

①（有害物質の流出対策等）

有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携など防災体制の強化を図るとともに、国等と連携して流出対策の推進を図る。

②（有害物質の流出対策等の推進）

有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの作成等を検討する。

7-5 農地・森林等の被害による町土の荒廃

①（農地浸食防止対策の推進）

豪雨による農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害を抑えるため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

②（適切な森林整備）

大規模な森林被害を防ぐため、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

③（治山事業の促進）〔再掲1-4-④〕

林地の崩壊など山地災害の被害を抑えるため、山地災害のおそれのある山地災害危険地区について治山施設や森林の整備を推進する。

④（鳥獣被害防止対策の推進）

鳥獣による農林業被害による耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整などソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復興が大幅に遅れる事態

①（災害廃棄物処理計画の策定、見直し）

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。

②（ストックヤードの確保）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。

③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上）

建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む。

8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により、復興でなくなる事態

①（復旧・復興を担う人材等の育成）

復興の基盤整備を担う建設業や農林水産業の人材を育成するとともに、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整備する。

②（復興ビジョンの検討）

被災後、迅速かつ的確に市街地復興計画等を策定できるよう、有識者等と連携した復興に関する体制や手順、課題の把握等の事前準備を進める。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

①（浸水対策、流域減災対策）

大規模地震等が発生した際に堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、管理者である県等との連携を図り、地震・洪水等による浸水への対策及び被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

②（液状化危険度の高い地域への住民周知等）

液状化現象が発生するおそれがある区域における警戒避難体制の整備等を図るため、大規模盛土造成地の変動予測調査を実施し、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、液状化危険度分布図・液状化ハザードマップ等の周知を図る。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

①（災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化）

自主防災組織の行う防災訓練・防災教育等による地域づくりや、セーフコミュニティの推進、アパート等への居住者の自治会加入の促進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組みを充実する。

②（文化財の保護管理）

文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立・指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

①（応急仮設住宅建設候補地リストの更新）

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う。

②（災害時における応急仮設住宅の供給）

災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、県や関係機関等との連携を図る。

③（災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供）

災害時において、迅速に借上型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る。

8-6 風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

①（企業の業務継続体制の強化）

災害等の突発的事由により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金繰り支援を行う。

また、商工会・商工会議所と共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、小規模事業者の業務継続体制の強化を図る。

2. 指 標

推進方針で示した本町の主な優先すべき取組みの進捗状況を把握するための指標を、次のとおり設定した。

No	指 標 名		前回現状 令和3年	現 状 令和7年	目 標	リ ス ク シナリオ
1	住宅の耐震化率		47.9%	52.4% (令和5年度調査)	95%	1－1
2	自主防災組織のカバー率		100%	100%	100%	1－2
3	自治会への加入率		92.5%	93.8%	100%	1－2
4	都市公園の整備		2箇所	2箇所	2箇所	1－2
5	橋りょうの修繕の進捗率		45%	40%	100%	2－2
6	防災拠点 となる公 共施設の 耐震化率	業務・活動基盤 (庁舎、体育館、防災センター等)	50% (3/6箇所)	50% (3/6箇所)	100%	3－1
		指 定 避 難 所 (町保有指定避難所)	87.5% (1/8箇所)	87.5% (1/8箇所)	100%	3－1
7	業務継続計画（BCP）策定		保 有	保 有	見直し	3－1
8	新たな情報伝達手段の導入 (防災無線のデジタル化)		50%	100%	維 持	4－3
9	水道基幹管路耐震化10か年 計画の進捗率		3.9%	22.6%	30%	2－1 5－5 6－1
10	伐採後の再造林率		51%	63.2%	90%	7－5
【参考事項】						
・旧基準施設（耐震診断未実施） 吉松中央公民館（指定避難所）、栗野中央公民館（受援基盤）、栗野体育館（同左）						
・吊り下げ天井構造 吉松体育館（受援基盤）						

※ 原則、現状値は令和7年度（2025年度）、目標値は令和11年度（2029年度）を示す。

第6章 本計画の推進

1. 町の他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、湧水町における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

2. 本計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。

3. プログラムの推進と重点化

第4章で実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、「人命の保護」を最優先として、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度などの視点や、県地域計画との一体性等を総合的に勘案し、34のプログラムのうち、重点化すべきプログラムとして、次のとおり、16のプログラムを選定した。

この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係部局等における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、さらなる重点化を含め取組みの一層の推進に努めるものとする。

事前に備えるべき目標 (7つ)		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） (16事態)	
1	直接死を最大限防ぐ。	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
4	必要不可欠な情報機能・情報サービスは確保する。	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない。	5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	6-1	ライフライン（電気、ガス、上水道等）の長期間にわたる機能停止
		6-2	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-5	農地・森林等の被害による町土の荒廃

【重点化の視点】

事 項	内 容
影響の大きさ	当該施策を講じない場合は、大規模自然災害の発生時にどの程度重大な影響を及ぼすか。
緊 急 度	想定するリスクに照らして、どの程度の緊急性があるか。
施 策 の 進 捗	全国水準や指標目標に照らして、どの程度進捗しているか。
平 時 の 活 用	当該施策が、大規模自然災害の発生時のみならず、平時の課題解決にも有効に機能するものか。
地 域 特 性	当該施策が、本町の地域特性に関して効果的かどうか

【用語解説】

用 語	意 味
B C M	「Business Continuity Management」の略で、「業務継続マネジメント」のこと。B C Pの策定から推進、見直しなど全体を管理すること。
B C P	「Business Continuity Plan」の略で、「業務継続計画」のこと。企業等が災害などの緊急事態発生時、損害を最小限に抑え事業の継続や復旧を図るための計画のこと。
D H E A T	「Disaster Health Emergency Assistance Team」の略で、「災害時健康危機管理支援チーム」のこと。被災自治体の保健医療分野の指揮調整機能の円滑な実施のための応援を行う。
D M A T	「Disaster Medical Assistance Team」の略で、「災害派遣医療チーム」のこと。医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害が発生した現場等において、災害急性期（おおむね48時間以内）の活動を担う。
E M I S	「Emergency Medical Information System」の略で、「広域災害救急医療情報システム」のこと。災害時に都道府県を越えて医療機関の稼働状況などの災害医療情報をインターネット上で共有し、被災地域での適切な医療・救護に関わる情報を集約・提供する。
E B P M	「Evidence-based Policymaking」の略で、証拠に基づく政策立案のこと。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確にした上で合理的根拠（エビデンス）に基づく企画とすること。
P F I	「Private Finance Initiative」の略で、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。
P P P	「Public Private Partnership」の略で、官民が連携して公共サービスの提供を行う概念のこと。P F I、指定管理者制度、公設民営方式などが挙げられる。
Lアラート	「災害情報共有システム」のこと。地方自治体が発信する避難勧告や避難所の開設状況等の災害情報を集約し、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様なメディアを通じて住民に伝達する。
Jアラート	「全国瞬時警報システム」のこと。大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を、通信衛星を利用して、瞬時に地方公共団体に伝達する。
サプライチェーン	原材料・部品の供給、輸送、生産、販売などの製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を一つの連続したシステムとして捉えた場合の名称のこと。
冗 長 性	余分な部分が付加されていること。また、それにより、機能の安定化が図れていること。リダンダンシーともいう。
ストックヤード	災害廃棄物を一時的に保管する施設のこと。
内 水 (ないすい)	一般的に河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を内水と呼ぶ。内水ハザードマップにおける内水の意味は、公共下水道により雨水を排除できる区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道や水路、河川などに雨水を排除できないことにより、地表面に溜まった水のこと。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。
L A N	「Local Area Network」の略で、同一敷地（建物）内などの総合的な情報通信ネットワークのこと。多様な情報を一括して送受処理できる。 【参 考】 LGWAN「Local Government Wide Area Network」は、地方公共団体の組織内ネットワーク（庁内LAN）を相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークで、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのこと。

関係省庁の支援に係る交付金・補助金等一覧

(別表参照)